

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 3 月 1 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

町田市営住宅条例（平成 9 年 1 2 月町田市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 5 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に「（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に「（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 1 6 条第 3 項中「設置台数」の次に「（次項において「使用可能台数」という。）」を加え、同条第 6 項中「第 4 項の」を「第 5 項の」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 駐車場の使用可能台数に余裕があるときは、市長は、第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、市営住宅の使用者又は同居者以外の者が保有し、又は使用する自動車について、駐車場の使用を許可することができる。

第 5 1 条第 2 項第 1 1 号中「又は第 3 項」を「、第 3 項又は第 4 項」に改め、同項第 1 2 号中「第 1 6 条第 5 項」を「第 1 6 条第 6 項」に改め、同条第 3 項の表中「及び第 5 項」を「、第 4 項及び第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項第 5 号の改正規定、同号アの改正規定及び同号イの改正規定は、公布の日から施行する。

町田市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
(使用者の資格) 第 6 条 略 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1) ~ (4) 略 (5) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)</u>第 1 条第 2 項に規定する被害者又は<u>配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者</u>でア又はイのいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号(<u>配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。</u>)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条(<u>配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。</u>)の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項(<u>配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。</u>)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの (6) 略 3・4 略 (駐車場)	(使用者の資格) 第 6 条 略 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1) ~ (4) 略 (5) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)</u>第 1 条第 2 項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの (6) 略 3・4 略 (駐車場)

町田市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
第 1 6 条 略 2 略 3 駐車をすることを希望する者の数が使用を許可すべき駐車の設置台数(次項において「使用可能台数」という。)を超える場合においては、規則で定める方法により、当該駐車の使用者を決定する。ただし、使用者又は同居者が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(以下「身体障がい者」という。)である場合その他特別な理由がある場合で市長が必要と認めるときは、市長は特定の者に当該駐車の使用を許可することができる。 4 <u>駐車の使用可能台数に余裕があるときは、市長は、第2項第1号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、市営住宅の使用者又は同居者以外の者が保有し、又は使用する自動車について、駐車の使用を許可することができる。</u> 5 略 6 略 7 第12条の規定及び第13条第1項(第3号及び第4号に係る部分を除く。)から第4項までの規定は、<u>第5項の使用料について準用する。</u> (管理の特例) 第51条 略 2 市長は、前項の規定により市営住宅等の管理を行わせる場合においては、次に掲げる業務を東京都住宅供給公社に行わせることができる。 (1)～(10) 略 (11) 第16条第1項、<u>第3項又は第4項の規定により駐車の使用を許可すること。</u> (12) <u>第16条第6項の規定により駐車</u>	第 1 6 条 略 2 略 3 駐車をすることを希望する者の数が使用を許可すべき駐車の設置台数を超える場合においては、規則で定める方法により、当該駐車の使用者を決定する。ただし、使用者又は同居者が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(以下「身体障がい者」という。)である場合その他特別な理由がある場合で市長が必要と認めるときは、市長は特定の者に当該駐車の使用を許可することができる。 4 略 5 略 6 第12条の規定及び第13条第1項(第3号及び第4号に係る部分を除く。)から第4項までの規定は、<u>第4項の使用料について準用する。</u> (管理の特例) 第51条 略 2 市長は、前項の規定により市営住宅等の管理を行わせる場合においては、次に掲げる業務を東京都住宅供給公社に行わせることができる。 (1)～(10) 略 (11) 第16条第1項<u>又は第3項の規定により駐車の使用を許可すること。</u> (12) <u>第16条第5項の規定により駐車</u>

町田市営住宅条例新旧対照表

改正後			改正前		
場の使用許可を取り消すこと。 (1 3) ~ (2 5) 略 3 前項の規定により東京都住宅供給公社に前項各号に掲げる業務を行わせる場合におけるこの条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			場の使用許可を取り消すこと。 (1 3) ~ (2 5) 略 3 前項の規定により東京都住宅供給公社に前項各号に掲げる業務を行わせる場合におけるこの条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
略	略	略	略	略	略
第 1 6 条第 1 項、 第 3 項、第 4 項及 び第 6 項、第 1 8 条から第 2 0 条ま で、第 2 2 条、第 3 0 条から第 3 2 条まで、第 3 4 条、 第 3 9 条第 1 項、 第 5 項及び第 6 項、第 4 7 条第 1 項並びに第 4 8 条	市 長	東京都住宅供給 公社の理事長	第 1 6 条第 1 項、 第 3 項及び第 5 項、第 1 8 条から 第 2 0 条まで、第 2 2 条、第 3 0 条 から第 3 2 条ま で、第 3 4 条、第 3 9 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項、 第 4 7 条第 1 項並 びに第 4 8 条	市 長	東京都住宅供給 公社の理事長